

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十二年東京都規則第二十四号）（抄）

改正案	現行
目次（現行のとおり）	目次（略）
第一条から第三条の七まで（現行のとおり） （指定地球温暖化対策事業所等）	第一条から第三条の七まで（略） （指定地球温暖化対策事業所等）
<p>第四条 条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和二十九年法律第百七十号）第二条第一項第六号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジユールで表した発熱量として同表の第二欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、当該合算した量（第四条の十一の一、第五条及び第五条の二において「一次エネルギー換算量」という。）を、発熱量一ギガジユールを原油〇・〇一五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であるとしたとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者（住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。）が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該</p>	<p>第四条 条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和二十九年法律第百七十号）第二条第一項第六号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジユールで表した発熱量として同表の第二欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、当該合算した量（第四条の十一の一において「一次エネルギー換算量」という。）を、発熱量一ギガジユールを原油〇・〇一五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であるとしたとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者（住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。）が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該</p>

用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあつては、この限りでない。

一から六まで（現行のとおり）

2及び3（現行のとおり）

（特定地球温暖化対策事業所）

第四条の二（現行のとおり）

2 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める期間は、二箇年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては当該年度を除き、条例第五条の八の二第二項の規定による指定を受けた事業所にあつては同項の規定により新たに指定地球温暖化対策事業所に該当した年度の前の年度を含み、条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された事業所を区域に含む事業所にあつては当該変更された終了年度以前の年度を含む。）とする。

3 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める要件は、脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴つて使用された原油換算エネルギー使用量（当該脱炭素成長型投資事業者が燃料を変換して得られた電気又は燃料を熱源とする熱を特定地球温暖化対策事業所において自ら使用する場合は、その使用に伴つて原油換算エネルギー使用量を含む。第四条の二の二及び第四条の八において同じ。）を除いて算出した当該事業所における原油換算エネルギー使用量が前項の期間において千五百キロリットル未満であることをとする。

第四条の二（現行のとおり）

事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあつては、この限りでない。

一から六まで（略）

2及び3（略）

（特定地球温暖化対策事業所）

第四条の二（略）

2 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める期間は、二箇年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては当該年度を除き、条例第五条の八の二第二項の規定による指定を受けた事業所にあつては当該指定を受ける前の年度を含み、条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された事業所を区域に含む事業所にあつては当該変更された終了年度以前の年度を含む。）とする。

（新設）

第四条の二（略）

(法対象直接排出量による基準排出量の調整)

第四条の二の二 条例第五条の七第十五号に規定する規則で定める量及び条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める量は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める量とする。

一 条例第五条の十二第一項第一号又は第一号アの規定により基準排出量を決定した場合であつて、当該基準排出量に含まれる脱炭素成長型投資事業者（条例第五条の十一第一項の算定排出削減量の算定において加えた法対象直接排出量を排出する脱炭素成長型投資事業者と同一の事業者に限る。以下この条において同じ。）が使用した燃料の使用に伴つて排出された直接排出の二酸化炭素の量（当該燃料の使用量を第二条の二に規定する方法により特定温室効果ガス排出量に換算した量をいう。ただし、当該脱炭素成長型投資事業者が燃料を変換して得られた電気又は燃料を熱源とする熱を特定地球温暖化対策事業所において自ら使用する場合は、その使用に伴つて排出された二酸化炭素の量を含む。以下この条及び第四条の二の二において同じ。）を把握できる場合（次号に該当する場合を除く。）当該二酸化炭素の量（ただし、第四条の十八の一の規定による基準排出量の改定が行われている場合にあつては、知事が別に定めるところにより、当該改定の内容を踏まえて算定する二酸化炭素の量）

二 第四条の十九第六項第二号の方法により基準排出量を変更した場合であつて、当該変更後の基準排出量に含まれる脱炭素成長型投資事業者が使用した燃料の使用に伴つて排出された直接

(新設)

排出の一酸化炭素の量を把握できる場合 当該一酸化炭素の量  
(ただし、第四条の十八の二の規定による基準排出量の改定が  
行われている場合にあつては、知事が別に定めるとこにより、  
当該改定の内容を踏まえて算定する一酸化炭素の量)

- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 特定温室効果ガス年度排出  
量に占める法対象年度直接排出量の割合を基準排出量に乗じて  
得た量
- 四 前二号に定める方法によることが困難であると認められる場  
合 知事が認める方法により算定する量

(指定地球温暖化対策事業所の指定等)

第四条の二の二 条例第五条の八第一項に規定する規則で定める要  
件に該当する事業所は、次に掲げる要件を全て満たす事業所とす  
る。

- 一 第四条の八第五項の要件に該当し、指定の取消しを受けたこと  
と。  
二 脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴つて使用され  
た原油換算エネルギー使用量を除いて算出した当該事業所にお  
ける前年度の原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル  
未満であること。

第四条の四 (現行のとおり)

(特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出)

第四条の五 (現行のとおり)

- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事  
業所の概要

二 から六まで (現行のとおり)

(新設)

第四条の四 (略)

(特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出)

第四条の五 (略)

- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面  
積その他事業所の概要

二 から六まで (略)

	2 (現行のとおり)	2 (略)
	第四条の六 (現行のとおり) (事業所区域の変更)	第四条の六 (略) (事業所区域の変更)
	第四条の六の一 (現行のとおり)	第四条の六の一 (略)
2	2 (現行のとおり)	2 (略)
3	3 (現行のとおり)	3 (略)
	一 事業所区域の変更の後の事業所ごとの名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の概要及び事業所の区域	一 事業所区域の変更の後の事業所ごとの名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要及び事業所の区域
4	一及び二 (現行のとおり)	一及び二 (略)
	4 (現行のとおり)	4 (略)
	一 条例第五条の八の一第一項の規定による申請をした年度の前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満である事業所	一 前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満である事業所
	二 条例第五条の八の一第一項の規定による申請をした年度の前年度の末日における床面積が五千平方メートル未満である事業所	二 前年度の末日における床面積が五千平方メートル未満である事業所
5 及び 6	5 及び 6 (現行のとおり) (指定地球温暖化対策事業者の変更等)	5 及び 6 (略) (指定地球温暖化対策事業者の変更等)
第六条の七	第六条の七 (現行のとおり)	第六条の七 (略)
	一から五まで (現行のとおり)	一から五まで (略)
六	六 条例第五条の二十六第一項の規定による申請	六 (新設)
七	七 (現行のとおり)	七 (略)

	2から5まで	(現行のとおり)
	(指定の取消し)	
第四条の八	(現行のとおり)	
2から4まで	(現行のとおり)	
5	条例第五条の十第一項第二号に規定する規則で定める要件は、 脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴つて使用された原 油換算エネルギー使用量を除いて算出した当該事業所における原 油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル未満であることと する。	
6	(現行のとおり)	
	(義務履行期限)	
第四条の九	(現行のとおり)	
一	(現行のとおり)	
二	削減義務期間の終了の年度の翌々年度の四月一日以降において当該削減義務期間に係る条例第五条の十二第一項若しくは第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少、条例第五条の一十六第二項の規定による基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量若しくは法対象年度直接排出量の訂正又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了していない場合(特定地球温暖化対策事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く。)当該決定、変更、減少、訂正又は提出の手續が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日	

	2から5まで	(略)
	(指定の取消し)	
第四条の八	(略)	
2から4まで	(略)	
	(新設)	
5	(略)	
	(義務履行期限)	
第四条の九	(略)	
一	(略)	
二	削減義務期間の終了の年度の翌々年度の四月一日以降において当該削減義務期間に係る条例第五条の十二第一項若しくは第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手續が完了していない場合(特定地球温暖化対策事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く。)当該決定、変更、減少、訂正又は提出の手續が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日	

2 (現行のとおり)

第四条の九の一及び第四条の十 (現行のとおり)

(超過削減量)

第四条の十一 (現行のとおり)

一 基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量  
〔脱炭素成長型投資事業者が存する事業所においては、基準排出量から第四条の二の二に規定する量を控除し、特定温室効果ガス年度排出量から法対象年度直接排出量を控除することとする。〕

二 基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当が行われたその他ガス削減量を減じて得た量 (脱炭素成長型投資事業者が存する事業所においては、基準排出量から第四条の二の二に規定する量を控除することとする。)

三 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第四条の十一の一及び第四条の十一の三 (現行のとおり)

(環境価値換算量)

第四条の十二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第二欄に定める量に、当該第二欄に定める係数を乗じて得た量 (第一項に規定する再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱

2 (略)

第四条の九の一及び第四条の十 (略)

(超過削減量)

第四条の十一 (略)

一 基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量

二 基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当が行われたその他ガス削減量を減じて得た量

二 (略)

2 (略)

第四条の十一の一及び第四条の十一の三 (略)

(環境価値換算量)

第四条の十二 (略)

2 (略)

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第二欄に定める量に、当該第二欄に定める係数を乗じて得た量 (第一項に規定する再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱

	<p>を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱を特定温室効果ガス排出量の削減に用いたときは、当該削減に用いた量を除く。) とする。</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。) とする。</p> <p>(略)</p>
	<p>第四条の十二及び第四条の十二の一 (現行のとおり)</p> <p>(法対象直接排出量)</p>	<p>第四条の十二及び第四条の十二の一 (略)</p> <p>(新設)</p>
2	<p>第四条の十二の二 条例第五条の十一第一項第二号に規定する規則で定める期間は、令和八年度から算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の終了の日までとする。</p> <p>条例第五条の十一第一項第二号に規定する規則で定める方法により算定する量は、当該特定地球温暖化対策事業所において脱炭素成長型投資事業者が使用した燃料の使用に伴つて排出された直接排出の二酸化炭素の量とする。</p>	<p>第四条の十四から第四条の十七まで (現行のとおり)</p> <p>(基準排出量の決定の申請)</p>
2	<p>第四条の十八 (現行のとおり)</p> <p>一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要</p> <p>一から五まで (現行のとおり)</p>	<p>第四条の十四から第四条の十七まで (略)</p> <p>(基準排出量の決定の申請)</p> <p>第四条の十八 (略)</p> <p>一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要</p> <p>一から五まで (略)</p>
3 及び 4	<p>第四条の十八の一 (現行のとおり)</p> <p>(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)</p>	<p>第四条の十八の一 (略)</p> <p>(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)</p>
第四条の十九	(現行のとおり)	第四条の十九 (略)

	3 2	(現行のとおり)
	3 3	(現行のとおり)
	1	事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要
	2	「一から四まで」(現行のとおり)
4	第六項第二号又は第四号の方法により算定される量を用いて前項第三号の基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量を算定する場合において、状況変更年度の翌年度の九月末日までに第六項第二号又は第四号の規定による実測が完了しないときは、当該年度の八月末日までに実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により算定した結果を前項第二号の算定の結果とする。この場合において、当該実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等の使用の量に基づき算定した結果について、知事が別に定めるとこにより、実測の完了後速やかに、知事に提出しなければならない。	
5	から8まで	(現行のとおり) (優良特定地球温暖化対策事業所)
第四条の二十一	(現行のとおり)	
2 及び3	(現行のとおり)	
4	条例第五条の十五第一項に規定する規則で定める期間は、第一項に規定する期間から第一項の申請を行った年度を除いた期間とする。	
5	条例第五条の十五第四項に規定する規則で定める期間は、次の	(新設)
	3 2	(略)
	3 3	(略)
	1	事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要
	2	「一から四まで」(略)
4	第六項第二号又は第四号の方法により算定される量を用いて前項第三号の基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量を算定する場合(特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更があつた場合に限る)において、状況変更年度の翌年度の九月末日までに第六項第二号又は第四号の規定による実測が完了しないときは、当該年度の八月末日までに実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により算定した結果を前項第二号の算定の結果とする。この場合において、当該実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等の使用の量に基づき算定した結果について、知事が別に定めるとこにより、実測の完了後速やかに、知事に提出しなければならない。	
5	から8まで	(略) (優良特定地球温暖化対策事業所)
第四条の二十一	(略)	
2 及び3	(略)	
	(新設)	

表の第一欄に掲げる規定に該当する場合にあつては、当該第一欄の事業所の種類に応じ、当該第二欄に掲げる期間とする。

第一欄 条例第五条の十五第 四項第一号	第二欄 条例第五条の十五第 一項の基準に適合しなくなつたことを知 事が認められた事業所	第三欄 条例第五条の十五第 一項の基準に適合しなくなつたことを知 事が認められた日の属する年度の翌年度以降の期間
条例第五条の十五第 四項第一号	(一) 条例第五条の十五第一項の規定による申請（以下この表において「認定申請」という。）について虚偽があつた年度（以下の表において「虚偽申請年度」という。）の翌年度以降に再度認定申請を行つた事業所 (二) (一)以外のもの	虚偽申請年度から同年度の翌年度以降で最初に認定申請を行つた年度の前年度までの期間
条例第五条の十五第 四項第二号	(一) 条例第五条の十五第二項の規定による申請（以下この表において「虚偽報告年度」という。）の認定申請を行つた	虚偽申請年度以降の期間

7   6	(現行のとおり)		
7	条例第五条の十五第五項による通知は、別記第一号様式の十七による優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により行うものとする。		
8	条例第五条の十五第六項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。		
一	条例第五条の十五第四項第一号又は第二号の規定による虚偽があつたことが判明した年度が、削減計画期間の初年度の場合 虚偽があつたことが判明した年度の前年度が属する削減計画期間		
二	条例第五条の十五第四項第一号又は第二号の規定による虚偽があつたことが判明した年度が、削減計画期間の初年度以外の場合 虚偽があつたことが判明した年度が属する削減計画期間		
第四条の二十一から第四条の二十一の二の一まで	(現行のとおり)	第四条の二十一から第四条の二十一の二の一まで	(略)
7   4	(略)		
5	条例第五条の十五第四項による通知は、別記第一号様式の十七による優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により行うものとする。		
	(新設)		

		(一般管理口座の開設)
		第四条の二十一の四 (現行のとおり)
2	2から5まで (現行のとおり)	
6	(現行のとおり)	
		一 条例第五条の九第一項の規定による届出
		二から五まで (現行のとおり)
		第四条の二十一の五から第四条の二十一の六の一まで (現行のとおり)
		(振替可能削減量の振替等の記録)
		第四条の二十一の七 (現行のとおり)
2及び3	(現行のとおり)	
		指定管理口座 一般管理口座
		(現行のとおり) (現行のとおり)
		一 指定管理口座 二 (現行のとおり) ア 及びイ (現行のとおり) ウ 第四条の二十一の六第三項第一号、第二号、第三号又は第六号に該当する一般管理口座
2及び3	(現行のとおり)	
		第四条の二十一の七の一から第四条の二十一の十まで (現行のとおり)
		(知事による超過削減量の発行)
		第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後、当該削減義務期間に係る条例第五条の十二第一
		(一般管理口座の開設)
2	2から5まで (略)	
6	(略)	
		一 条例第五条の九第一項第一号の規定による届出
		二から五まで (略)
		第四条の二十一の五から第四条の二十一の六の一まで (略)
		(振替可能削減量の振替等の記録)
		第四条の二十一の七 (略)
2及び3	(略)	
		指定管理口座 一般管理口座
		(略) (略)
		一 指定管理口座 二 (略) ア 及びイ (略) ウ 前条第三項第一号、第二号、第三号又は第六号に該当する一般管理口座
2及び3	(略)	
		第四条の二十一の七の一から第四条の二十一の十まで (略)
		(知事による超過削減量の発行)
		第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後、当該削減義務期間に係る条例第五条の十二第一

項又は第一項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による認定、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少、条例第五条の二十六第二項の規定による基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量の訂正及び条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了したことを認めたときは、条例第五条の二十一第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に、自ら超過削減量を発行するものとする。

第四条の二十一の十一の二及び第四条の二十一の十一（現行のとおり）

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一（現行のとおり）

二 前項第七号に該当する場合 更正の対象となつた振替可能削減量等が記録されている指定管理口座又は一般管理口座において減少の記録をし、当該指定管理口座又は一般管理口座において同号の規定による更正の後の量の増加の記録をするとともに、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法

三（現行のとおり）

3及び4（現行のとおり）

第四条の二十一の十四から第四条の二十一まで（現行のとおり）

項又は第一項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による認定、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少及び条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了したことを認めたときは、条例第五条の二十一第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に、自ら超過削減量を発行するものとする。

第四条の二十一の十一の二及び第四条の二十一の十一（略）

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三（略）

2（略）

一（略）

二 前項第六号に該当する場合 更正の対象となつた振替可能削減量等が記録されている指定管理口座又は一般管理口座において減少の記録をし、当該指定管理口座又は一般管理口座において同号の規定による更正の後の量の増加の記録をするとともに、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法

三（略）

3及び4（略）

第四条の二十一の十四から第四条の二十一まで（略）

(再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量)

第四条の二十一の二　条例第五条の二十五第二号に規定する規則で定める方法により算定する量は、知事が別に定める電気及び熱の利用方法の区分に応じ知事が別に定める方法により算定する量とする。

(基準排出量等の訂正)

第四条の二十一の二　条例第五条の一十六第一項及び第一項の規定による申請は、別記第一号様式の十九による基準排出量及び特定温室効果ガス排出量訂正申請書に、知事が別に定める様式による訂正排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

2　条例第五条の一十六第二項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　条例第五条の一十六第一項又は第二項の規定による申請があつた年度が、削減計画期間の初年度の場合　申請があつた年度の前年度が属する削減計画期間以降

二　条例第五条の一十六第一項又は第二項の規定による申請があつた年度が、削減計画期間の初年度以外の場合　申請があつた年度が属する削減計画期間以降

3　条例第五条の一十六第四項の規定による通知は、別記第一号様式の十九の一による基準排出量及び特定温室効果ガス年度排出量訂正決定(拒否)通知書により行つものとする。

(地球温暖化対策計画書)

第四条の二十二　条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日(指定地球温暖化対策事業所の指定が

(再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量)

第四条の二十一の二　条例第五条の二十五第一項第二号に規定する規則で定める方法により算定する量は、知事が別に定める電気及び熱の利用方法の区分に応じ知事が別に定める方法により算定する量とする。

(新設)

(地球温暖化対策計画書)

第四条の二十二　条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日(指定地球温暖化対策事業所の指定が

あつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日)までに、別記第一号様式の一十による地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあつては、知事が別に定める日まで（指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行つるものとする。

2 条例第六条第十一号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の概要

二 から七まで (現行のとおり)

(統括管理者等の選任)

第四条の二十四 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

ア からオまで (現行のとおり)

カ 電気事業法第四十四条第一項に定める第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

二及び三 (現行のとおり)

第四条の二十五 (現行のとおり)

あつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日)までに、別記第一号様式の十九による地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあつては、知事が別に定める日まで（指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行つるものとする。

2 条例第六条第十一号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要

二 から七まで (略)

(統括管理者等の選任)

第四条の二十四 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

ア からオまで (略)

(新設)

二及び三 (略)

第四条の二十五 (略)

<p>(特定テナント等事業者の計画書の提出)</p> <p>第四条の二十六 (現行のとおり)</p> <p>2 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の二十一による特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあつては、知事が別に定める日まで（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行うものとする。</p> <p>3 及び 4 (現行のとおり)</p> <p>(添付書類)</p> <p>第四条の二十七 (現行のとおり)</p> <p>一から十まで (現行のとおり)</p> <p>十一 第四条の二十第一項の優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書</p> <p>十二 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(事業者による地球温暖化対策計画の公表等)</p> <p>第五条 (現行のとおり)</p>	<p>(特定テナント等事業者の計画書の提出)</p> <p>第四条の二十六 (略)</p> <p>2 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の二十による特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあつては、知事が別に定める日まで（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行うものとする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(添付書類)</p> <p>第四条の二十七 (略)</p> <p>一から十まで (略)</p> <p>十一 第四条の二十第一項の優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書</p> <p>十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業者による地球温暖化対策計画の公表等)</p> <p>第五条 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	一から四まで　(現行のとおり)	一から四まで　(略)
	五　前年度の一次エネルギー換算量の一平方メートル当たりの量	(新設)
	六　(現行のとおり)	五　(略)
2及び3	(現行のとおり)	2及び3　(略)
	(知事による地球温暖化対策計画の公表等)	(知事による地球温暖化対策計画の公表等)
第五条の二	(現行のとおり)	第五条の二　(略)
	一から二まで　(現行のとおり)	一から二まで　(略)
	四　前年度の一次エネルギー換算量の一平方メートル当たりの量	(新設)
	五　前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策計画書に記載する事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）	四　前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策計画書に記載する事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）
2及び3	(現行のとおり)	2及び3　(略)
第五条の二から第五条の四の一まで	(現行のとおり)	第五条の二から第五条の四の一まで　(略)
	(充当記録)	(充当記録)
第五条の四の二	特定地球温暖化対策事業者等からの申請に基づく条例第八条の五第一項第二号に規定する充当記録又は当該充当記録のための義務充当については、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の「十一」による充当記録等申請書により、知事が行うものとする。	特定地球温暖化対策事業者等からの申請に基づく条例第八条の五第一項第二号に規定する充当記録又は当該充当記録のための義務充当については、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の「十一」による充当記録等申請書により、知事が行うものとする。
	一から六まで　(現行のとおり)	一から六まで　(略)
2	(現行のとおり)	2　(略)

第五条の五から第五条の十一まで (現行のとおり)

(添付書類)

第五条の十二の一 (現行のとおり)

一から二まで (現行のとおり)

四 前条第一項の検証業務規程届出書

2 (現行のとおり)

第五条の十四から第七十九条まで (現行のとおり)

(処分についての意見の申出)

第八十条 条例第五条の八第一項、同条第二項、第五条の十三第一項、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、同条第四項、第五条の十八、~~第五条の二十六第三項~~、第八条の五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条第四項、第一百一条、第一百二十二条、第一百十四条第一項、同条第二項、同条第四項、第一百十五条第二項、同条第二项、同条第五项、第一百六十六条第四项（第一百六十六条の二第一項において準用する場合を含む。）、第一百六十六条第五项（第一百六十六条の二第一項において準用する場合を含む。）、第一百六十六条第七项（第一百六十六条の二第一項において準用する場合を含む。）、第一百二十五条第二项、第一百二十九条又は第一百五十五条第二项の規定による命令その他の处分を受けた者は、当該处分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該处分のあつたことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

第五条の五から第五条の十一まで (略)

(添付書類)

第五条の十二の一 (略)

一から二まで (略)

四 第五条の十二第一項の検証業務規程届出書

2 (略)

第五条の十四から第七十九条まで (略)

(処分についての意見の申出)

第八十条 条例第五条の八第一項、同条第二項、第五条の十三第一項、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十八、第八条の五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十二条、第九十八条第四项、第一百一条、第一百二十二条、第一百十四条第一项、同条第二项、同条第四项、第一百十五条第二项、同条第三项、同条第五项、第一百六十六条第四项（第一百六十六条の二第一項において準用する場合を含む。）、第一百六十六条第五项（第一百六十六条の二第一項において準用する場合を含む。）、第一百六十六条第七项（第一百六十六条の二第一項において準用する場合を含む。）、第一百二十五条第二项、第一百二十九条又は第一百五十五条第二项の規定による命令その他の处分を受けた者は、当該处分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該处分のあつたことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

2	(現行のとおり)	2	(略)
	第八十一条から第八十二条まで (現行のとおり)		第八十一条から第八十二条まで (略)
	別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)		別表第一から別表第二十まで (略)
	別記第一号様式及び別記第一号様式の一 (現行のとおり)		別記第一号様式及び別記第一号様式の一まで (略)
	別記第一号様式の二 (別紙のとおり)		別記第一号様式の二 (別紙のとおり)
	別記第一号様式の四から第一号様式の十六まで (現行のとおり)		別記第一号様式の四から第一号様式の十六まで (略)
	別記第一号様式の十七 (別紙のとおり)		別記第一号様式の十七 (別紙のとおり)
	別記第一号様式の十八から別記第一号様式の十八の十九まで (現行のとおり)		別記第一号様式の十八別記第一号様式の十八の十九まで (略)
	別記第一号様式の十九 (別紙のとおり)	(新設)	別記第一号様式の十九 (別紙のとおり)
	別記第一号様式の十九の一 (別紙のとおり)	(新設)	別記第一号様式の一十 (別紙のとおり)
	別記第一号様式の一十一 (別紙のとおり)		別記第一号様式の一十一 (別紙のとおり)
	別記第一号様式の一十一一 (別紙のとおり)		別記第一号様式の一十一一 (別紙のとおり)
	別記第一号様式から第二十九号様式まで (現行のとおり)		別記第一号様式から第二十九号様式まで (略)